

00446

鳥取縣公報

昭和十九年十月十三日
第千五百七十號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格△5判

告 示

◇鳥取縣告示第五百七十五號
纖維屑配給統制規則第九條ノ規定ニ依リ發行スル割當票ノ
様式左ノ通定ム

昭和十九年十月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

纖維屑割當票様式

(日本標準規格△列六號)

No.

昭和 年 期分

纖維屑割當票

受給者名

販賣者名

日本回收纖維統制株式會社

| | | |
|---------|---------|---|
| 割 當 數 量 | 銘 柄 數 量 | 貴 |
| | | |
| | | |

昭和 年 月 日

鳥 取 縣

(裏面注意書參照ノコト)

(裏面)

注 意 事 項

- 一、本票ハ昭和十五年商工省令第五十號纖維屑配給統制規則ノ規定ニ依リ本廳ヨリ交付シタルモノナリ
- 二、本票ニ本廳印無キモノ及記載事項ヲ改竄シタルモノハ無効トス
- 三、本票ト引換フルニ非ザレバ日本回收纖維統制株式會社ヨリ表記ノ纖維屑ヲ讓受クルコトヲ得ズ
- 四、指定代表者ハ其ノ代表スル團體ヲ組織スル工業者以外ノ者ニ對シ本票ト引換ヘニ讓受ケタル纖維屑ヲ讓渡スルコトヲ得ズ
- 五、本票ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 六、本票ハ再發行ヲ爲サズ

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十九年十月十三日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00447

◇鳥取縣告示第五百七十六號

小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ左ノ通小作料統制ノ件認可セリ

昭和十九年十月十三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 認可年月日 昭和十九年十月九日

二 申請シタル農地委員會

岩美郡宇倍野村農地委員會

三 農地ノ所在地番、地目及面積

別冊ノ通(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並申請村役場ニ備置ク)

四 認可ヲ受ケタル小作料ノ種別、額及減免條件

別冊ノ通(別冊ハ鳥取縣經濟部農務課並申請村役場ニ備置ク)

昭和十九年十月十三日印刷
昭和十九年十月十三日發行

鳥取縣公報

(昭和十四年四月五日)
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取縣